

福井医療大学研究費等の管理・監査体制に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、福井医療大学（以下、「本学」という。）における研究費等の管理・監査に関する必要な事項を定め、公正かつ適正に運営することを目的とする。

(定義)

第2条 研究費等とは、文部科学省科学研究費補助金、国・地方公共団体等から交付される研究費及び受託研究等の学外からの研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学全体を統括した研究費等の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者は、第4条に定める統括管理責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。

(相談窓口)

第5条 研究費等に係る事務処理手続き及び使用ルールに関する学内外からの相談を受ける窓口を、事務課事務室内に設置するものとする。

2 相談窓口は、研究費事務担当者とする。

(職務権限の明確化)

第6条 研究費等の事務処理に関する研究費の管理及び一切の経理事務については、研究者に代わり、事務課経理担当が行うものとする。また、研究者が購入した備品等については、福井医療大学学術研究費補助金取扱規程第8条に基づき、研究者から大学に寄附するものとする。

(不正防止計画の策定、実施及び推進)

第7条 不正を発生させる要因を分析し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定し、同計画の実行及び推進を担当する部署を不正防止計画推進部署として研究促進会議を置く。

2 不正防止計画推進部署は、内部監査責任者と連携し、公的研究費の運営、管理等に係る把握と検証を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンスの推進監督等を行わせるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、学内の規程等に沿って実施できているかを確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 推進責任者は、不正防止を図るため、研究機関の研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施、受講状況を管理監督する。

4 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、期間内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

5 推進責任者は、自己の管理監督又は指導する研究機関において、構成員が適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

6 推進責任者は、副学長をもってこれに充て、職名を公開する。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第9条 研究費等適切な運営・管理については、本内規による他、福井医療大学学術研究費補助金事務及び経理事務取扱規程及び福井医療大学科学研究費補助金事務及び経理事務取扱規程を準用するものとする。

(通報窓口)

第10条 研究費等の不正使用に関する通報窓口を置く。

2 通報窓口は、事務課長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者が教授会に報告後は、「新田塚医療福祉センターにおける公益通報者の保護等に関する規程」に準ずる。

(監査体制)

第11条 研究費等の適正使用を監査するため、内部監査を行う。

2 内部監査は、本学全体の観点に立った検証機能を果たすべく、研究費等に係る発注・研修・支払の現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。

(内部監査責任者)

第12条 研究費等の適正使用を監査するため、内部監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

2 監査責任者は、事務課長をもってこれに充てる。

(運営・管理の見直し)

第13条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。